

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：下川町（町長部局（役場））

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.04%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.13%
全職員	83.13%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	98.49%
本庁係長相当職	100.13%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.11%
31～35年	83.59%
26～30年	93.23%
21～25年	80.18%
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	72.46%
1～5年	86.61%

【説明欄】

本庁課長相当職、勤続年数16～20年及び勤続年数6～10年には女性職員がいないため「—」表示となっている。

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居契約者となっている男性に支給している場合が多い。男性職員と比べると女性職員の職員数の比率が低く、また勤続年数区分が5年刻みのため、女性職員の勤続年数分布により大きく差異を生じるケースがある。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。